

令和2年4月30日

保護者 様

埼玉県立特別支援学校塙保己一学園

校長 柳澤 正則

臨時休業の延長等について

陽春の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症予防、及び、臨時休業に当たりまして、保護者の皆様には、様々なご協力をいただき、ありがとうございます。

この度、県教育委員会より、臨時休業の期間を延長する旨の通知が発出されました。これを受けまして、本校では、臨時休業の延長等について、下記のとおりといたします。

なお、下記の内容は、4月30日までの状況に基づいています。今後、状況の変化に伴い、変更が必要になった場合には、改めて安心メールやホームページでお知らせをいたします。

新型コロナウイルス感染症予防の趣旨をご理解くださり、ご協力くださいますよう、お願いをいたします。

記

1 臨時休業の延長について

令和2年5月31日（日）まで、臨時休業とする。

2 登校日について

一層の感染拡大防止のため、登校日は設けません。

3 幼児児童生徒の受け入れについて

臨時休業期間中は、ご家庭で過ごしていただくことを原則としますが、やむをえない事情（保護者が医療従事者であること等）がある場合に限り、学校での受け入れを行います。

学校で受け入れる際は、以下のとおりといたします。

- (1) 登下校は保護者による送迎とします。
(スクールバスの運行はありません。)
- (2) 受け入れ時間は、8時50分から14時までとします。
- (3) 受け入れの日には、家庭より昼食を持参してください。
- (4) 幼児児童生徒の受け入れを希望される場合は、遅くとも、土曜日・日曜日を除いた2日前までに学校へご連絡ください。

4 学校からの連絡について

週1回程度、学校よりお電話をさせていただきます。

ご家庭での様子をお聞きしたり、健康状態の確認などをさせていただきます。

5 その他

- (1) 臨時休業中は、部活動は実施しません。
- (2) 臨時休業中は、新型コロナウイルス感染症予防のため、不要不急の外出を控えるよう、ご配慮ください。
- (3) 臨時休業中も、ご家庭における、検温及び健康観察をお願いします。